## 個 人 情 報 ファイル 簿 (表)

						(42)
個	人情	報う	アイ	イルの	名称	風俗営業等管理ファイル
行	政材	幾	関 等	。 の 2	名 称	愛知県警察本部長
に		れる	事務	イルが 客をつ		生活安全部保安課
個月		報う	<sup>フ</sup> アイ	イルの	利用	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記		録		項		1許可番号、2開始届出番号、3許可警察署、4開始届出受理警察署、5許可目付、6開始届出日付、7許可無効日付、8廃止日付、9許可返納日付、10廃止届出日付、11許可取消日付、12廃止命令日付、13減失営業特例理由、14転出日付、15営業者区分、16法人営業者番号、17法人名称、18本店所在地、19本店所在地詳細、20本店電話番号、21代表者年22代表者车年日本名、23代表者生年月日、24代表者性別、25代表者本籍地、26代表者本籍地詳細、27個人営業者番号、28個人営業者任所、33個人営業者日本名、30個人営業者書房、28個人営業者任所、33個人営業者任所、34個人営業者目日、31個人営業者任所、34個人営業者任所、34個人営業者所有人党議者任所、34個人営業者任所、34個人営業者任所、34個人営業者任所、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地、45営業所所在地域、53営業租別、44営業務所の活話番号、51地域指定租份、63で日付、56交付年月日、57客室数、58個室数、59相続承記日付、66合併承認日付、66管理者年第号、50季者者性別、68管理者氏名、66管理者任用付、68管理者氏名、66管理者任用付、68管理者氏名、66管理者任用付、68管理者氏名、66管理者任用付、68管理者氏名、85統括管理局、77役員任所、77役員任所、77役員任所、87款抵管理者氏名、85統括管理者任务、85統括管理者任务、85家抵括管理者任务、85家抵指管理者任务。87等使用方、75役員任所、77役員任所、77役員任所、77役員任所、77役員任所、77役員任所、77役員任所、68管理者任务、79份員本籍、80特例認定番号、129世所届出日付、81等企業署、98受付所届出日付、100受付所第一度理警察署、98受付所届出日付、105待機所商出日日、100受付所第一度工资等署、98受付所届出日付、105待機所商企量用等。103待機所所在地、107届出確認書等の交付年月日、108交付,26一份的6時期,109自動公衆送信装置設置者任所詳細、111自動公衆送信接置設置者任所計細、111自動公衆送信接置設置者任所詳細、111自動公衆送信接置設置者任所詳細、1123帳の電話番号等、113電気通信設備が識別するための電話番号等、113電気通信設備が識別するための電話番号等、113電気通信設備が、121結果、122行政处分番号、123处分警察署、124判別区分、125行政处分日付、126行政处分区分、127停止期間、128章反態様、129行政处分件数
記		録		範	囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出書を提出した者並びに行政処分を受けた者

記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報	✓ 含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター
織の名称及び所在地	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業に係る17から19、21から26、28、29、32、33、44、57、62から79の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、44、57、84から88の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、48、49、90から106の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、48、49、91から95、109から112までの訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、44、57、84から88の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、48、49、90から94、113から115の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る17から19、21から26、28、29、32、33、44、57の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。
個人情報ファイルの種別	<ul> <li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li> <li>→第21条第7項に該当する ファイル</li> <li>□有</li> <li>✓無</li> </ul>

行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	✓ 該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名	(名 称) 愛知県警察本部情報公開センター
称及び所在地	(所在地) 〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
作成された行政機関等匿	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -
名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名 称) —
を受ける組織の名称及び 所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
備	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関 等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該 当する□にレ印を付すこと。 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、
  - 別紙を添付すること。